

議案第2号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和5年度糸魚川市簡易水道事業会計補正予算（第1号）について、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

令和6年2月19日提出

糸魚川市長 米田 徹

専決第3号

専 決 処 分 書

令和5年度糸魚川市簡易水道事業会計補正予算（第1号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年1月10日

糸魚川市長 米 田 徹

令和5年度糸魚川市簡易水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和5年度糸魚川市簡易水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和5年度糸魚川市簡易水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入

単位：千円

科 目		補正前の額	補正額	計
第1款	簡易水道事業収益	377,400	3,700	381,100
第2項	営業外収益	253,351	3,700	257,051

支出

単位：千円

科 目		補正前の額	補正額	計
第1款	簡易水道事業費用	372,600	3,700	376,300
第1項	営業費用	347,252	3,700	350,952

（他会計からの補助金）

第3条 予算第9条中「100,000千円」を「103,700千円」に改める。

令和5年度糸魚川市簡易水道事業会計補正予算実施計画

収 益 的 収 入 及 び 支 出

収 入

款 項	目	補正前の額	補正額	計
① 簡易水道事業収益		377,400	3,700	381,100
2 営業外収益		253,351	3,700	257,051
	1 他会計補助金	100,000	3,700	103,700

支 出

款 項	目	補正前の額	補正額	計
① 簡易水道事業費用		372,600	3,700	376,300
1 営業費用		347,252	3,700	350,952
	1 原浄水費	44,891	900	45,791
	2 給配水費	30,061	2,800	32,861

(税 込)  
単位：千円

節		説明
区 分	金額	
他会計補助金	3,700	一般会計補助金

(税 込)  
単位：千円

節		説明
区 分	金額	
修繕費	900	
修繕費	2,800	